

## みずほリースとみずほ銀行との間で初の「グリーンローン」契約を締結

みずほリース株式会社（代表取締役：中村 昭、以下「みずほリース」）は、株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）との間で、本日、グリーンローン（以下「本ローン」）の契約を締結しました。本件は、みずほリースとして初のグリーンローン調達です。

グリーンローンとは、「グリーンローン原則」（※1）に準拠し、環境課題の解決・緩和に資する事業の資金を調達するために実行されるローンです。

みずほリースは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」をはじめとする各種基準等（※2）に基づき、2023年10月に「サステナブルファイナンス・フレームワーク」（以下「本フレームワーク」）を策定し、第三者機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)からセカンドパーティー・オピニオン（※3）を取得しています。本ローンは、同オピニオンを踏まえたグリーンローン調達です。

みずほリースは、再生可能エネルギー事業への投資やお客さまへの省エネソリューションの提供等に取り組んでいます。2023年5月に公表した「中期経営計画2025」（※4）においては、非財務目標を設定し、カーボンニュートラルを目指すお客さまへのソリューションを拡充し、より安心して安全な新しい社会インフラの創出と再生可能エネルギーの更なる普及拡大に貢献することで、持続可能な社会の実現を目指しています。

みずほ銀行は、みずほリースの環境負荷低減に向けた取り組みをファイナンス面から支援すべく、みずほリースが本フレームワークに基づき実施する再生可能エネルギー発電事業に係るリファイナンス資金として、本ローンを組成しました。

〈みずほ〉は、持続可能な社会の実現に向けた取り組み（サステナビリティアクション）を強化しています。環境・社会課題解決に向けた資金の流れを創出するサステナブルファイナンスや金融を超える知見・機能を活用したソリューション提供を通じ、SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）に向けて、お客さまとともに挑戦していきます。

<案件の概要>

融 資 先：みずほリース株式会社  
貸 付 人：株式会社みずほ銀行  
契 約 締 結 日：2024年3月26日  
実 行 日：2024年3月29日（予定）  
期 間：2年  
資 金 使 途：再生可能エネルギー発電事業に係るリファイナンス資金

※1 グリーンローン原則

Loan Market Association とアジア太平洋地域業界団体 Asia Pacific Loan Market Association が 2018 年 3 月に策定した環境分野に用途を限定する融資の国際ガイドライン。2018 年 12 月には The Loan Syndications and Trading Association も参画。

※2 「グリーンボンド原則 2021」及び「サステナビリティ・リンク・ボンド原則 2023」

(International Capital Market Association 策定)、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」(環境省策定)、「グリーンローン原則 2023」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023」(Loan Market Association、Asia Pacific Loan Market Association、The Loan Syndication and Trading Association 策定)

※3 株式会社格付投資情報センターのウェブサイト

<https://www.r-i.co.jp/index.html>

※4 みずほリース株式会社の中期経営計画 2025

[https://www.mizuho-ls.co.jp/ja/ir/mid\\_term.html](https://www.mizuho-ls.co.jp/ja/ir/mid_term.html)

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

みずほリース株式会社 経営企画部 03-5253-6540  
株式会社みずほ銀行 広報室 03-5252-6574